

農業 IT サービス標準利用規約ガイド（案）

2015 年 11 月 2 日版

■ 目次構成

I.	標準利用規約ガイドの目的	1
II.	農業 IT サービスの全体像と標準利用規約ガイドの対象	3
1.	農業 IT サービスのステークホルダー	3
2.	農業 IT サービスにおける記録・収集情報の蓄積先によるシステムの分類	4
(1)	農業生産等における情報	4
(2)	農業 IT サービスの機能	5
(3)	記録・収集情報の蓄積先によるシステムの分類	6
(4)	農業 IT サービスに係るデータの種類と帰属	7
3.	標準利用規約ガイドの対象	8
III.	標準利用規約ガイド	10
1.	農業 IT サービス利用規約確認の視点	10
2.	農業 IT サービス利用規約記載事項	11
(1)	総則	11
①	規約の位置付け	11
②	利用規約の効力・変更	12
③	サービス契約の拒否・解約	14
(2)	サービスの内容・改廃	16
①	サービスの内容	16
②	サービスの変更・廃止	17
(3)	サービス利用に伴う責務	19
①	禁止事項	19
②	免責	21
③	保証・賠償責任	23
(4)	サービスに係る情報の取扱い	25
①	権利関係	25
②	データの取扱い	27
③	データの再利用	30
(5)	準拠法・合意管轄	32
①	合意管轄	32
②	準拠法	32
(6)	附則	33

I. 標準利用規約ガイドの目的

情報通信技術（IT）は、様々な領域における社会課題を解決する手段として、その積極的な利活用の推進・展開が図られています。農業分野においても、農作業や環境情報を蓄積・解析することで、高い生産技術を持つ篤農家のノウハウの情報流通、これを活用した後継者・人材育成の効率化、他産業から農業への新規参入の促進も期待されています。また、異なる農業 IT システム間でデータを共有・比較するなど農業情報の相互運用性・可搬性の確保に対するニーズが高まっています。加えて、ノウハウの不正利用や海外流出の防止を図ることも、今後の農業分野全体の発展に重要となっています。

これまで内閣官房では、農業情報の相互運用性・可搬性の確保等に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略として、平成 26 年 6 月に「農業情報創成・流通促進戦略」を、当該戦略に基づき標準化に関する官民の取組全般の進捗状況と今後の課題や取組をスケジュール等を示したものとして、平成 27 年 3 月に「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」をそれぞれ策定し、優先的に標準化に取り組むべきと考えられる項目について関係府省と連携して、個別ガイドラインの策定を進めています。

また、それ以外にも農業情報が様々な価値創出等につながることを踏まえ、これら情報・ノウハウの価値、利活用方策及び不正利用に係るリスク等を整理し、適正な利活用を図るための具体的方策の検討と具体化に取り組み、我が国農業分野全体における普及啓発を進めることとしています。今年度はその一つとして、農業 IT サービスの利用規約について検討を行うこととしました。その理由として、我が国の農業 IT サービスの利用規約は、内容が統一的でなく十分でないものが見受けられること、生産者等にも十分な説明がなされていない場合があることが挙げられます。生産者等が農業 IT サービスを活用するに当たり、提供者と契約を行う際には、農業 IT サービスの利用後に、当事者間で認識の齟齬による紛争が生じないように、お互いの権利・義務を明確にする必要があります。

契約締結時に取り交わす契約書面（又は申込みインターネット上）に、対象サービスの内容やお互いの責任・役割分担が記載されている場合、契約行為を行うことで、その内容に同意したことになります。また、インターネット上でダウンロードするタイプのソフトウェアでは、その利用により、契約行為が成立することもあります。例えば、記載事項をよく確認せずに契約すると、生産者等の情報が意図しない方法で利用されたり、利用している農業 IT サービスが事前の通知なしに突然廃止になるなどのトラブルを生じる可能性があります。一方、この記載事項は十分な知識がない状態では理解しづらい場合があります。

これらを踏まえ、内閣官房では、農業 IT サービス標準利用規約ガイド（以下本ガイド）を作成しました。本ガイドは、契約書上の記載事項の中でも、特に権利やお互いの義務について記載されているサービス利用規約に着目し、どこを注意して確認する必要があるかを農業 IT サービスを利用する生産者や生産者団体の担当者等を対象に示しています。また、記載されるべき事が記載されているかどうかを簡単にチェックできるようにチェック項目を設けています。

なお、本ガイドは、作成時点の知見に基づくものであり、必要に応じて適時更新していくことをおこないます。更新すべき情報をお持ちの方におかれましては、内閣官房まで隨時ご連絡ください（巻末に連絡先記載）。

また、本ガイドの記載事項は契約行為やその内容を保証するものではありません。

本ガイドを活用していただき、生産者の権利が守られた農業 IT サービスが普及することにより、今後急速に失われていく可能性のある篤農家の「匠の技」（暗黙知）を、IT 技術を用いて「形式知」化し、他の生産者や新規参入者等に継承していく AI 農業（アグリ・インフォマティクス¹農業）、そしてスマート農業の実現の一助としたいと考えております。

結果、農業情報の多様な連携や情報利活用ビジネスの創出、ソリューションの構築、次世代を担う新たな価値創造をもたらし、ひいては我が国農業の産業競争力強化をもたらすイノベーションの牽引が可能になると期待されます。

¹ アグリ・インフォマティクス（農業情報科学）

II. 農業 IT サービスの全体像と標準利用規約ガイドの対象

1. 農業 IT サービスのステークホルダー

農業 IT サービスの開発・提供・利活用に伴い直接的・間接的に利害関係が生じると考えられる者（ステークホルダー）を整理すると、次のようにになります。（図 II-1 及び表 II-1 参照）

本ガイドの対象は、契約主体である「①契約者及び契約希望者」と、サービスの「③提供者」との間における取り決めと位置付けます。

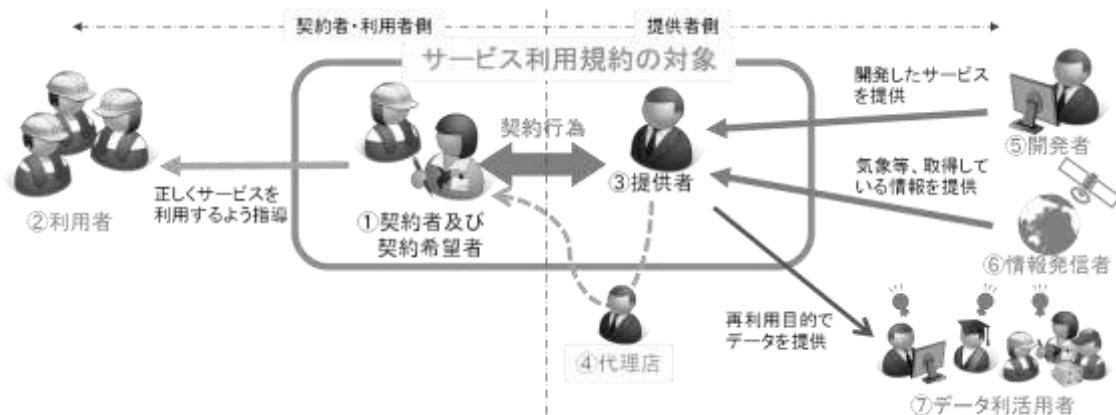


図 II-1 農業 IT サービスのステークホルダー

表 II-1 ステークホルダーとその定義

ステークホルダー	定義
①契約者及び 契約希望者	サービスの提供者(③)と農業 IT サービスの利用・購入契約を締結した者（機関）、又は締結しようとする者。サービスの利用者(②)と同一の場合もある。
②利用者	農業 IT サービスを直接、生産現場で利用する生産者等。 契約者及び契約希望者(①)と同一の場合もある。
③提供者	有償・無償に関わらず、農業 IT サービスの提供を行う者（機関）。農業 IT サービスの契約者及び契約希望者(①)からみて契約を締結した者、又は契約を締結しようとする者。直接、農業 IT サービスを開発していない者で、サービスの開発者(⑤)とサービス提供の契約を締結した者を含む。
④代理店	サービスの提供者(③)と代理店契約を締結し、農業 IT サービスの契約希望者(①)の斡旋・仲介を行う者（機関）。農業 IT サービスの利用・購入契約は、サービスの提供者(③)と契約希望者(①)との間で行う。
⑤開発者	農業 IT サービスやセンサー、データロガー等の開発者、農業 IT サービスに用いられるロジックの開発者。提供者(③)と同一の場合もある。
⑥情報発信者	気象情報、地図情報、市況情報、肥料情報、農薬情報等の農業 IT サービスで提供される情報の発信者。

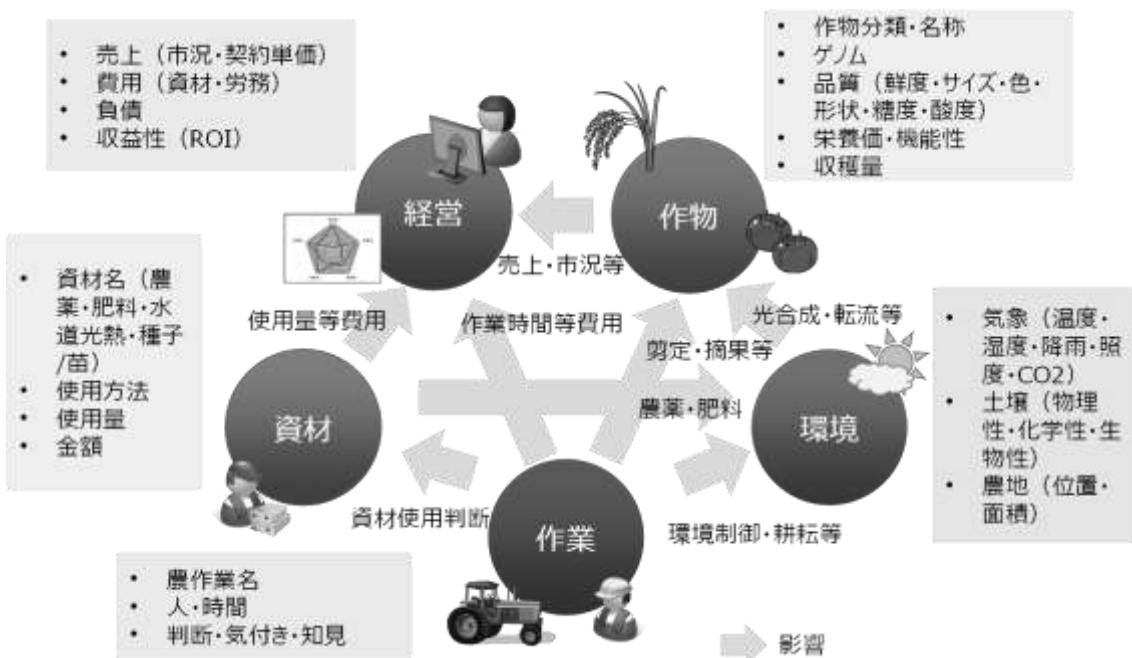
ステークホルダー	定義
⑦データ利活用者	営利・非営利を問わず、農業 IT サービスでサービスの提供者(③)が提供するサービス環境に蓄積された契約者(①)又は利用者(②)のデータを、その農業 IT サービスの仕様以外の目的で使用しようとする者(機関)。サービスの提供者(③)や契約者以外の生産者を含む。
司法・行政機関等	警察・検察・裁判所・税務署等の法律関係を形成する力行使する者(機関)。

2. 農業 IT サービスにおける記録・収集情報の蓄積先によるシステムの分類

(1) 農業生産等における情報

農業 IT サービスでは、農業生産等における情報が使用されます。

現在提供されている既存の農業 IT 機器・システムで取り扱われているデータ項目を網羅的に調査した結果、農業生産における情報については、その性質・特徴から「経営」「作物」「環境」「資材」「作業」の大きく 5 分類に整理することができ、センサーや農業 IT サービス利用者によって直接的に取得される情報に加え、それらの情報を基に、間接的に生成される情報が含まれています（図 II-2）。



出典: 総務省 平成 26 年度農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化に関する調査研究

図 II-2 農業生産等において使用される情報

(2) 農業 IT サービスの機能

新戦略推進専門調査会農業分科会が平成 26 年度に取りまとめた「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」において、国内農業 IT システムは、その目的と実現機能によって、次のように、大きく 5 分類に整理され（図 II-3）、センサーや端末等の機器を含め、本ガイドでは農業 IT サービスと表現しています。

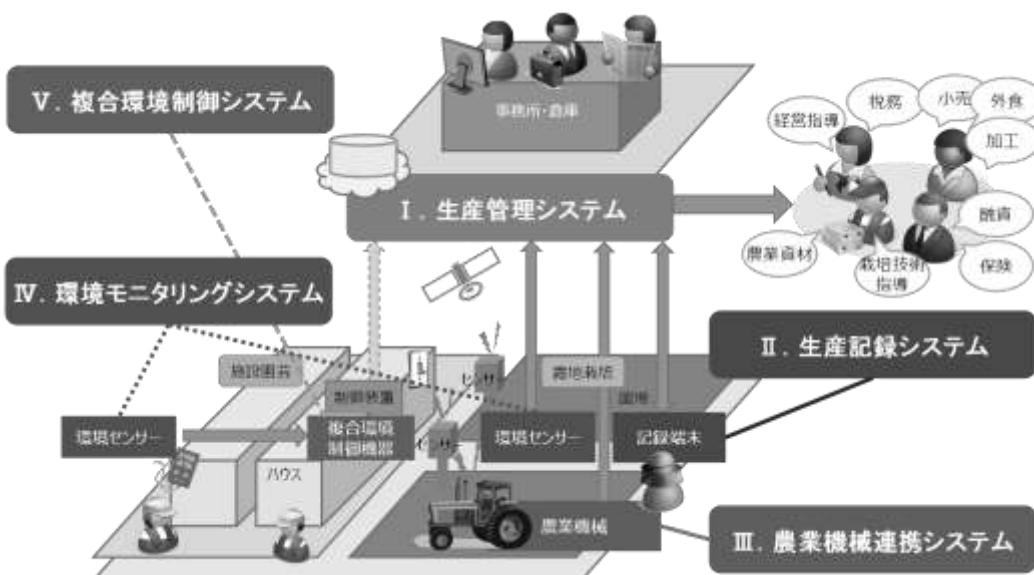
「I. 生産管理システム」は、安定的な経営のために、年間の生産計画を立て、着実な実行のために作業進捗や生産状況を管理するシステムです。生産記録システム、環境モニタリングシステムを含む場合があります。

「II. 生産記録システム」は、生産履歴の保存、活用等を目的に、作業や資材使用量の記録をモバイル入力端末等で行うシステムです。

「III. 農業機械連携システム」は、最適な土壌・生物環境を維持し、生産量・品質を向上・安定化させるため、環境・生育データを取得し、最適な作業・資材使用を行うシステムです。生産管理システム、生産記録システムを含む場合があります。

「IV. 複合環境制御システム」は、最適な環境を維持し、生産量・品質を向上・安定化させるため、環境をモニタリングし、適切な環境へ機器を制御するシステムです。環境モニタリングシステムを含む場合があります。

「V. 環境モニタリングシステム」は、環境の変化を捉え、適切な対策や計画変更が行えるように、圃場やハウス内に設置し、環境の状況をセンシング・モニタリングできるシステムです。



出典(新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」平成 27 年 3 月 31 日)より作者改編

図 II-3 農業 IT サービスの機能

(3) 記録・収集情報の蓄積先によるシステムの分類

農業 IT サービスで記録・収集される情報の蓄積先（サービス環境）によって、システムを分類すると、次のように、「機器内」「サービス利用者内」「サービス提供者内」の3分類に整理されます。（図 II-4 及び表 II-2 参照）

インターネット環境やスマートフォン等の入力端末の普及、遂次情報提供や多機器連携といった農業 IT サービスの高度化に伴い、サービス提供者が提供する環境内（サービス提供者内）で記録・収集情報を蓄積するサービスが、今後、増加すると考えられます。

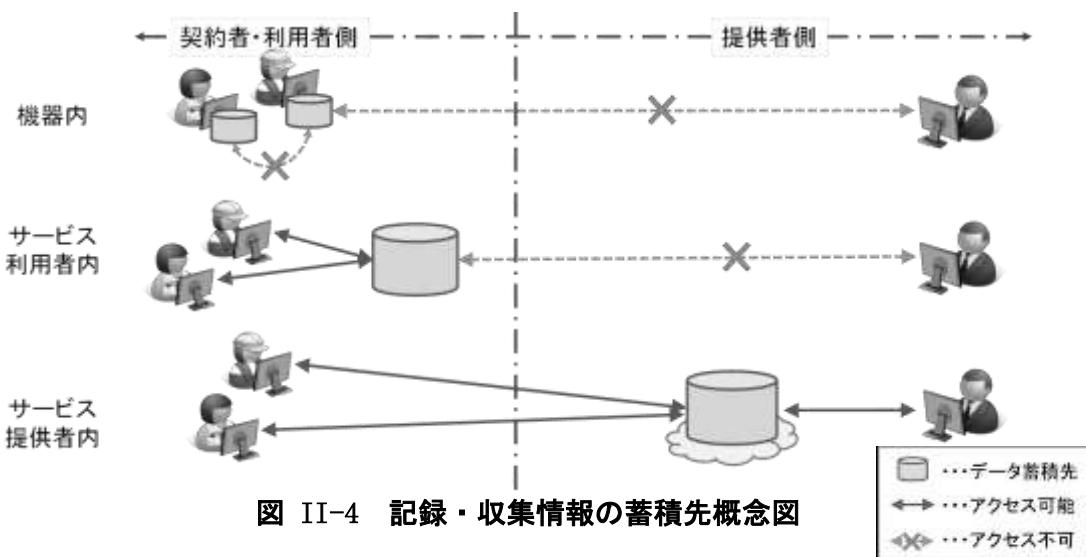


表 II-2 記録・収集情報の蓄積先とその状況

記録・収集情報の蓄積先	状況
機器内	各種センサーやパソコン・タブレット等の機器内に記録・取得情報が蓄積されている状態。 フラッシュメモリやポータブルハードディスク等の可搬型媒体へのデータの保存や、ネットワークへの接続・送信作業を行わない限り、蓄積された記録・取得情報を他の機器で使用することはできない。
サービス利用者内	法人単位など、特定の組織内だけで利用できる専用線やネットワーク環境に記録・取得情報が蓄積されている状態。
サービス提供者内	インターネットを介して、サービス提供者が提供するサービス環境に記録・取得情報が蓄積されている状態。 インターネットの接続環境下で、アカウントやパスワード等の認証機能を用いて本人であることを認証された環境において、蓄積した情報を確認・修正・更新等等することができる。

(4) 農業 IT サービスに係るデータの種類と帰属

農業 IT サービスで使用されるデータの種類は、「A. 契約者・利用者がサービス環境に蓄積したデータ」「B. サービス環境において生成し、契約者・利用者にアウトプットするデータ」「C. サービスで利用する情報発信者のデータ」の3つに分類され（図 II-5）、A 及び B のデータは契約者に、C のデータは情報発信者に帰属すると考えられます。

なお、B のデータを生成するためのアルゴリズム（計算方法等のやり方）は、提供者等に帰属すると考えられます。同様に、農業 IT サービスで提供画面に用いられる画像、グラフィックデザイン、サービスで提供される図表、数値情報やテキストの配置、サービスで実行するプログラム等のコンテンツについても、提供者等に帰属すると考えられます（表 II-3）。

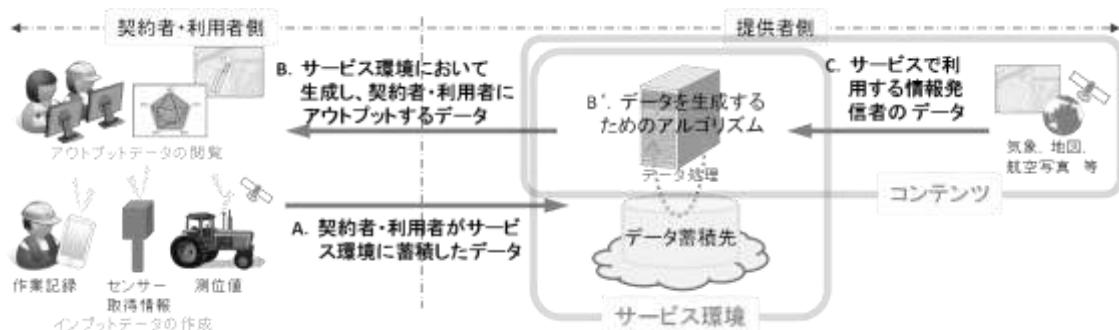


図 II-5 農業 IT サービスに係るデータの種類等

表 II-3 農業 IT サービスに係るデータの種類とその例、帰属

データの種類	データの例	データの帰属
A.利用者・契約者がサービス環境に蓄積したデータ	作付計画、作業記録(農薬散布・施肥)、センサー取得情報、測位値、環境制御設定、資材購買記録、収量・価格	契約者
B.サービス環境において生成し、利用者・契約者にアウトプットするデータ*	収量予測、収益予測、定植・防除・収穫等作業適期、積算温度、比較指標値	契約者
C.サービスで利用する情報発信者のデータ	気象、地図、航空写真、品種、標準栽培適期、肥料、農薬、病害虫、市況	情報発信者

*データを生成するためのアルゴリズムは提供者等に帰属

3. 標準利用規約ガイドの対象

前述を踏まえ、本ガイドでは、サービス提供者が提供するインターネット上に記録・収集情報を蓄積する農業 IT サービスで起こり得る権利や義務に関する事象等を中心に据え、農業 IT サービスの全般を対象に、契約書等のうち、「サービス利用規約」について、農業情報の相互運用性や可搬性の確保、生産者の権利等に係る留意事項を整理しています。

農業 IT サービスの契約は、契約書等の書面を取り交わす場合とインターネット上において申込みを行う場合が多い状況にあります。

書面により契約する場合は、お互いが署名や押印を行うことでその内容に同意したことを示し、契約締結とみなされます。契約書という名前のほかに、「注文書/注文請書」「念書」「覚書」等と表現される場合もあり、これらも契約書と同じ扱いになります。

インターネット上での申込みにおいても、契約希望者が申込みを行い、提供者が受付たことで契約締結とみなされます。また、一部の契約を除き、口頭による約束も契約とみなされることがあります。後々の不要なトラブルを避けるためにも、書面による契約と同様に、契約希望者も、インターネット上のファイルや画面等、契約書に類する情報を契約期間終了時まで保存することが推奨されます。

契約書等の構成は、農業 IT サービスの提供者により異なりますが、一般的には次のような構成になると考えられます（図 II-6 及び表 II-4 参照）。

「利用規約」には、「契約要綱」が含まれる場合もあります。また、「サービス仕様」や「秘密保持契約」についても、「利用規約」や「契約要綱」に含まれる場合もあります。

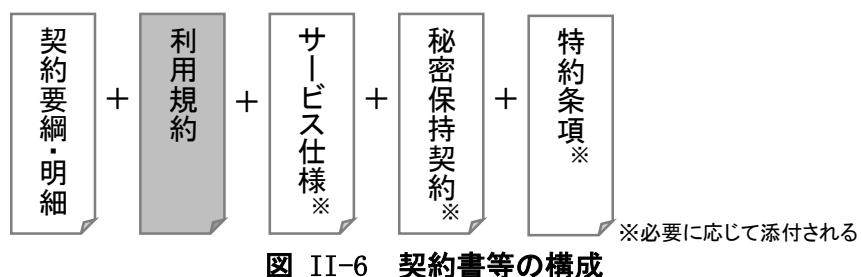


表 II-4 契約書等の構成要素とその内容

構成名	内 容
契約要綱・明細	契約サービス名・数量・期間・合計金額等、契約者によって異なる条件が記載される。利用規約の中に含まれる場合もある。
利用規約	契約希望者と提供者の互いの責任・義務が明文化される。一般的には同じサービスを契約する場合は同様の内容が記載されている。利用規約が一切記載されていない場合は、民法・商法等の法律が適用される。 契約条項と呼ばれる場合もある。
サービス仕様	農機等のように形あるものと異なり、形のないサービスにおいて、唯一商品内容を目に見える形で表現している。サービス内容と契約希望者及び提供者の行うべき作業等が明記されている。 契約書には添付せず、マニュアルや機能説明書を代用する場合もある。
秘密保持契約	営業秘密や個人情報等、当該契約行為や業務において知り得た秘密性のある情報について、規定している。 秘密保持契約は守秘義務契約、機密保持契約等として結ばれる場合もある。
特約条項	契約要綱や利用規約等の諸規定に特別に追加したい条項などがある場合、特約を別に結ぶことがある。

III. 標準利用規約ガイド

1. 農業 IT サービス利用規約確認の視点

農業 IT サービスの利用規約は、一般にサービスの提供者が作成し、契約者に示されます。提供者との望まない紛争や、後悔を避けるためにも、契約者には、特に次の視点で規約を確認することが推奨されます（表 III-1）。

規約は、提供者と契約者の当事者間で定められた規則であるため、記載される内容は様々です。そのため、視点に挙げた内容は、必ず規約に記されているとは限りません。意図が不明な場合には、契約者から提供者に確認することが必要であり、場合によっては、規約内容の変更や特約等の諸規定を締結することも考えられます。特に契約者の権利関係に関するものは、契約者が内容を理解・納得した上で契約することが必要と考えられます。

また、各種農業サービスは有償のものだけではなく無償で利用できるものもあります。一般的に、利用できるサービスが多く品質が高いものほど価格が高くなる傾向があります。有償・無償のサービスにかかわらず、契約者・利用者が必要とする機能と照らして、サービスを選択することが推奨されます。

表 III-1 農業 IT サービス利用規約確認の視点と参照先一覧

確認の視点	参照頁
□ 利用契約の成立や、規約の効力の発生する時点が明確である	12
□ 規約内容が変更される場合の手順等が示されている	12
□ 提供者からの利用契約の拒否・解約の事由が明確である	14
□ 契約者からの利用契約の解約方法や条件が示されている	14
□ 提供者によるサービスの内容や範囲(仕様)が明確である	16
□ サービス内容が変更される場合や廃止される場合の手順等が示されている	17
□ サービス利用に係る禁止事項が明確である	19
□ サービス提供が停止される場合の手順等が示されている	21
□ 提供者の免責事項が明確である	21
□ 提供者によるサービスの保証や賠償の範囲が明確である	23
□ 提供者や第三者の著作権等の知的財産権の範囲が明確である	25
□ 個人情報等の対象や使用の範囲が明確である	27
□ サービス環境に蓄積するデータの取扱いが明確である	27
□ サービス環境に蓄積するデータの相互運用性や可搬性が配慮されている	27
□ 提供者等がサービス環境に蓄積するデータを再利用する場合の方法が明確である	30
□ 合意管轄や準拠法が示されている	32
□ 規約の制定日や適用日が示されている	33

2. 農業 IT サービス利用規約記載事項

本ガイドでは、利用規約の記載事項について、次の構成で示しています。

(1) 総則	①規約の位置付け ②利用規約の効力・変更 ③サービス契約の拒否・解約
(2) サービスの内容・改廃	①サービスの内容 ②サービスの変更・廃止
(3) サービス利用に伴う責務	①禁止事項 ②免責 ③保証・賠償責任
(4) サービスに係る情報の取扱い	①権利関係 ②データの取扱い ③データの再利用
(5) 準拠法・合意管轄	①合意管轄 ②準拠法
(6) 附則	

各記載事項は、「a. 規約文例」を示した上で、「b. 解説」においてその条項が何を示しているかを説明し、確認の視点や、どういうメリットやデメリットが想定されるかを示しています。「c. ケーススタディ」では、「a. 規約文例」とは異なるパターンの文例や、より具体的な内容を示し、「b. 解説」を補足しています。「c. ケーススタディ」は、項目立てしていない記載事項もあります。

(1) 総則

① 規約の位置付け

a. 規約文例

本規約は、○○○（以下、「提供者」とします）が提供する□□□（以下、「サービス」とします）について、サービスの利用を希望される方（以下、「契約希望者」とします）やサービスを利用される方（以下、「契約者」とします）との間における利用条件や権利等を定めるものです。

b. 解説

規約の位置付けや目的が明示されます。あわせて、規約で用いる用語の定義についても示されることが多い条項です。

規約によって、関係者の明記の仕方は様々で、提供者を「甲」、契約希望者を「乙」、契約者を「丙」と定義する場合もあれば、提供者を「弊社」「当社」、契約希望者を「利用申請者」「申込者」、契約者を「利用者」「お客様」と定義する場合もあります。

② 利用規約の効力・変更

a. 規約文例

サービスの利用契約は、提供者が指定する方法により契約希望者が申込みを行い、これに対し、提供者が承諾の通知を発信した時点で成立するものとします。なお、¹⁾契約希望者は、本規約の内容に同意した上で申込みを行うものとし、提供者は、契約希望者が申込みを行った時点で、契約希望者が本規約の内容に同意したものとみなします。

サービスの提供に関して、提供者が隨時提示する個別規定や追加規定、特約等の諸規定は、本規約と一体となって効力を発揮するものとします。本規約と諸規定の内容が異なる場合には、特段の定めのない限り、²⁾ 諸規定が優先して効力を発揮するものとします。また、³⁾ 本規約の一部が無効である場合にも、他の条項については効力を失わないものとします。

なお、提供者は規約内容の変更を行うことがあります。この場合には、契約者に対し、⁴⁾ サービス等を通じて規約の変更内容を予め通知することにより、規約内容を変更することができるものとします。ただし、規約内容の変更による影響が大きいと判断される場合には、⁵⁾ 契約者から事前に承諾を得ることとします。

b. 解説

提供者と契約希望者の間に利用契約が成立する時点や、規約の効力が発生する時点について示されています。また、規定される条項の優先順位や無効な条項が含まれる場合の対処方法、規約内容が変更される可能性があることが示されています。規約内容を変更する場合には、提供者が契約者に対して通知すること、変更による影響度合いに応じて、どのような手段を講じるかが示されています。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) 契約希望者が提供者に対し、利用契約の申込みを行った時点で規約の効力が発生します。契約希望者の申込みに対し、提供者が承諾の通知を発信した時点で利用契約が成立します。
- 2) 諸規定がある場合には、規約より諸規定の内容を優先して効力が発揮されます。例えば、提供者と契約者の間で結ばれたサービスに係る特約等が諸規定に該当し、規約で規定された条項と内容が異なる場合、特約で規定された条項が優先されます。
- 3) 法改正や法令に基づく判断等により、規約の一部の条項が無効となった場合にも、他の条項については効力が維持されます。規約によっては、無効となった条項の読み替え方について、規約の類似条項を適用する等と記載されることもあります。

- 4) 規約の内容変更が行われる場合には、提供者から契約者に対し、その内容がサービス等を通じて事前に通知されます。
- 5) 契約内容の変更による影響が大きいと判断される場合には、提供者から契約者に対し、事前に承諾を得ることが必要です。影響が大きいと判断される場合とは、料金体系や情報取扱いの方法など、契約者が受ける負の影響が大きい事項や重要性が高いと考えられる事項の変更が該当すると考えられます。

c. ケーススタディ

規約の変更は、新しい領域のサービスでは、比較的頻繁に行われる傾向があります。規約を変更する都度、提供者から契約者に対して、その変更内容を示し、契約者から同意確認を得ることが本来取るべき手順と考えられますが、提供者と契約者の双方にとって、同意確認の実施は少なからず負担が掛かるものです。

そのため、簡易な規約内容の変更の場合には、提供者から契約者に対して変更内容を通知するまでに留め、同意確認を実施しないことが多い状況にあります。

なお、次のような条項により、提供者によって規約の内容変更が隨時実施可能であり、契約者がその変更に対して異議申立てできないと規定されている場合でも、契約者にとって著しく不利益な変更や予測不能な変更等、黙示的な同意があると認定することが困難な規約内容の変更については、訴訟において無効と判断される可能性が高いと考えられます。

提供者は、契約者への事前通知・承諾なしに、本規約の内容を隨時変更することができるものとします。

なお、契約者は、本規約の変更に関して一切の異議申立てができないものとします。

③ サービス契約の拒否・解約

a. 規約文例

提供者は、本規約及び諸規定のいかなる規定に関わらず、契約希望者や契約者が次の各号*ケーススタディ参照のいずれかに該当するおそれがあると判断する場合には、¹⁾ サービスの利用契約または利用変更契約の申込みを承諾しないこと、締結した利用契約を解約することができるものとします。

また、契約者は、²⁾ 解約を希望する日の1か月前までに、提供者が定める方法により解約希望を通知することにより、解約を希望する日をもって利用契約を解約することができるものとします。

b. 解説

契約希望者や契約者が一定の条件に該当すると提供者が判断した場合に、提供者が利用契約に係る申込みを拒否すること、締結された利用契約を解約することについて示されています。また、契約者からの利用契約の解約方法について示されています。利用契約等の拒否や解約の事由に該当すると判断される事態については、ケーススタディで解説します。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) 提供者が予め規定した状態に、契約希望者や契約者が該当するおそれがあると判断した場合には、提供者は、サービス利用の新規申込みや更新申込みを拒否したり、締結した利用契約を解約することができます。
- 2) 契約者によって利用契約を解約する場合には、解約希望日の1か月前までに提供者が定める方法によって、契約者から提供者に通知することが求められています。この通知期限の設定は様々で、解約希望日の3か月以上前や前月末日等と規定されることもあります。ただし、提供者都合であるサービスの内容変更や廃止に伴う解約申出に対しては、契約者に十分に配慮されることが望まれると考えられます。また、利用契約の解約を申し出しが可能な期間について、サービスを一定期間利用した後に限るとする規定、つまり、サービスの最低利用期間が規定される場合もあります。さらに、利用契約の解約に係る付帯条件として、サービスの利用料の精算方法が示されることもあります。利用料の日割り計算や支払い済みの利用料の払戻しに応じられない旨が規定されることもあるため、留意することが必要です。

また、この文例では、提供者による利用契約等の拒否・解約に係る権利と、契約者による利用契約の解約に係る権利が、同一条項で示されていますが、それぞれ別の条項として規定されることもあります。

提供者によるサービス内容の廃止に伴う解約については、次の「(2) ②サービスの変更・廃止データの再利用」の条項で解説します。

c. ケーススタディ

利用契約等の拒否や解約の事由に該当すると提供者が判断する事態の内容や記述レベルは様々で、例えば、次のような事態が規定されています。

- ア) 利用契約の申込み内容に、虚偽、遺漏、誤記等があった場合
- イ) 過去に当該サービスの利用契約を提供者から解約したことがある場合
- ウ) 当該サービスの利用料の支払いが滞った場合
- エ) 当該サービスの規約に違反した場合
- オ) 提供者と同業他社である場合

多くの規約に見られる事態としては、申込み内容に虚偽や遺漏等がある場合、過去に利用契約の解約実態がある場合、利用料の支払いが滞った場合、規約に違反する場合、提供者の同業他社である場合など、主に契約者側に起因する事態が挙げられます。

一方、主に提供者側に起因する事態として、サービスの提供が業務上又は技術上困難な場合などの事態や、サービスの提供区域が限定されている場合等が挙げられます。

(2) サービスの内容・改廃

① サービスの内容

a. 規約文例

提供者は、契約者に対してサービスを利用するためのIDとパスワードの組合せによるアカウントを発行し、別に定めるサービス仕様のとおり、サービスを提供します。

契約者は、サービス仕様に定められたサービス利用端末、通信回線、その他の設備環境を自己の負担と責任において用意・維持し、提供者が提供するサービス環境に、ネットワーク経由で接続することにより、サービスを利用するものとします。

提供者は契約者に対し、サービス仕様に係る問合せやサービスの導入・利用に係るサポートについて、受付及び回答の方法、またその対応範囲をサービス仕様に定めます。

なお、契約者はサービスの利用に際して、別に定めるとおり、提供者に利用料を支払うものとします。

b. 解説

サービスの内容について、サービス仕様に則り、提供されることが示されています。サービス仕様に規定される事項は様々ですが、仕様の対象となるサービスの名称や機能、型式等が示された上で、サービス利用のために必要となる設備・接続・動作環境や、事前の作業項目及び契約者と利用者による作業分担、サービス提供の時間や期間、問合せやサポートの受付・回答方法とその範囲等が記載されます。

この文例では、サービス仕様のとおり提供者が契約者に対してサービスを提供することが規定されています。その上で、サービス利用の根幹となるアカウントの発行やサービス利用のための準備、問合せやサポートの方法と対応範囲などの基本的な事項を、サービス仕様に記載していることを明示しています。また、利用料やその支払いについては、別に定められていることを明示しています。

規約によっては、サービス仕様や利用料金等についても、規約に詳細に示されることがあります。

② サービスの変更・廃止

a. 規約文例

提供者は、サービスの改善等の目的のため、自らの判断により、サービス内容の追加、変更等を行うことがあります。この場合に提供者は、契約者に対し、¹⁾ サービス等を通じて追加、変更等の内容を予め通知することにより、サービス内容を改定することができるものとします。ただし、サービス提供に支障を来たす不具合の修正等は、適時実施できるものとします。

提供者は、サービスの提供を廃止することができます。この場合に提供者は、契約者に対し、サービス等を通じて²⁾ 60日前までに通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。

b. 解説

利用しているサービスが、提供者によって、内容変更や廃止される可能性があることが示されています。また、サービス提供に支障を来たす不具合の修正等を除き、サービスの内容変更や廃止を予定する場合には、提供者が契約者に対してその内容を予め通知すること、その通知をどのような手段で行うかについて示されています。なお、サービス提供に支障を来たす不具合については、即時対応する必要があることから、事前の通知なしに修正が行われ、修正を実施したことについて通知されることが多い状況です。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) サービス内容の追加、変更が行われる場合には、不具合の修正等を除き、提供者から契約者に対し、その内容がサービス等を通じて事前に通知されます。サービスの変更内容が、自身のサービス利用に支障を来たすことがないかを確認することが重要と考えられます。
- 2) サービスが廃止される場合には、提供者から契約者に対し、サービス等を通じて60日前までに通知されます。この通知期限の設定は様々で、サービス廃止の3か月以上前やサービス廃止通知の翌月末日等と規定されることもあります。提供者都合であるサービスの内容変更や廃止については契約者に十分に配慮されることが望まれると考えられます。

1) 及び2)において、契約者は、提供者からの通知方法が、自身にとって内容確認をしやすい方法であるかを確認することが重要と考えられます。

契約者は、通知を受けた日からその効力が発生する日までの期間において、サービスの内容変更や廃止に係る通知内容を確認し、対応を検討・実施することができます。サービスの内容変更については、通知を確認し、変更されたサービス

を利用することで、効力が発生するものと考えられます。この設定期間は提供者によって様々であり、利用するサービスの機能によって、対応に必要な期間も異なることから、対応の検討・実施に十分な期間が設定されているかを確認することが重要と考えられます。

サービスの内容変更・廃止に伴い、契約者から解約を申し入れる方法は、「(1)③サービス契約の拒否・解約」に基づきます。

なお、この条項が規定されていない場合には、サービスの内容変更や廃止についての提供者の対応が不明となります。そのため、契約者が望まないサービスの内容変更が、提供者によって一方的に実施される可能性や、利用中のサービスが突然、廃止される可能性があります。

c. ケーススタディ

次のような条項が規定されている場合には、提供者が自由にサービスの内容変更や廃止をいつでも実施できる状況にあり、この影響について、提供者は免責されます。そのため、サービスの質や継続性の担保が図られず、また、急なサービスの廃止等によって契約者が損害を受けた場合にも、提供者から賠償を受けることはできません。

提供者は、契約者への事前通知・承諾なしに、サービスを改廃する場合があります。提供者がサービスの改廃をすることにより、契約者または第三者にいかなる損失・損害が生じた場合でも、提供者は、一切の責任を負わないものとします。

(3) サービス利用に伴う責務

① 禁止事項

a. 規約文例

契約者は、本規約上の地位、本規約に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を提供者の了承なしに第三者に譲渡してはならないものとします。

また、契約者は、次の各号*ケーススタディ参照のいずれかに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

さらに、契約者は、当該サービスを適正に利用すべき責務を負うものとします。

b. 解説

提供者から契約者に対して、サービス利用に伴う前提条件が示されています。禁止事項として定められる内容は様々で、大きく「権利義務譲渡の禁止」と「禁止事項」に分けられる場合や、総括して記述される場合、「禁止事項」として別紙扱いとなる場合、また、「利用者の責務」として記述される場合等があります。

この文例では、提供者の了承なしに、サービス利用に伴う地位や権利、義務の全部ないし一部の第三者への譲渡を禁止した「権利義務譲渡の禁止」と、サービスの適正利用に係る「利用者の責務」が同一条項で示され、「禁止事項」については、次号での扱いとしています。

「権利義務譲渡の禁止」については、より具体的に「第三者への転売・再販売・譲渡・使用・質権設定等担保に供する行為」を明記している場合もあります。

禁止事項の詳細については、ケーススタディで解説します。

「適正に利用すべき責務」とは、提供者が想定する範囲で、契約者はサービス利用することを義務付けています。

c. ケーススタディ

禁止事項として定められる内容や記述レベルは様々で、例えば、次のような内容が規定されています。

- ア) 他者の知的財産権、財産権、プライバシー等を侵害する行為
- イ) 公序良俗に反する行為
- ウ) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為、若しくは犯罪を助長する行為、その他の法令に違反する行為
- エ) サービス利用のためのユーザーID やパスワードを不正に使用させる、又は不正に使用する行為
- オ) サービスに用いられるセキュリティ技術やソフトウェアの解析・修正等をする行為

- カ) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用・提供、又は推奨する行為
- キ) 自動巡回ソフト等を利用し、ログインや自動操作する行為
- ク) サービスを提供するサーバーに著しく負荷をかける行為

最低限定められている事項としては、「違法行為」や「公序良俗に反する行為」「第三者の権利を侵害する行為」が挙げられます。

また、IT サービスの特性として禁止事項に定められる事項としては、「ID やパスワードを不正に使用させる、又は使用する行為」「サービスに用いられるセキュリティ技術やソフトウェアの解析・修正等をする行為」「コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用・提供・推奨する行為」「自動巡回ソフト等を利用してログインや自動操作する行為」「サービスを提供するサーバーに著しく負荷をかける行為」等が挙げられます。

② 免責

a. 規約文例

提供者は、サービス提供の維持・管理の必要に応じて、サービス提供を一時停止することができるものとします。この場合に提供者は、契約者に対し、事前にサービス等を通じて、その時期及び期間を通知します。

また、提供者がサービス提供に際して〇〇情報配信事業者より提供を受けている〇〇情報が、〇〇情報配信事業者の都合により配信されない場合や次の各号*ケーススタディ参照のいずれかに定める事項に該当する場合には、提供者はサービスの提供を事前の通知を要することなく、直ちに停止することができるものとします。

なお、これらに関連して契約者が被った損失及び損害等について、提供者は一切の法律上の責任を負いません。

b. 解説

利用しているサービスが、提供者によって、停止される可能性があることが示されています。定期的なメンテナンス等、サービスの維持・管理に必要となるサービス停止を予定する場合には、提供者が契約者に対して事前に通知すること、その通知をどのような手段で行うかについて示されています。

一方、第三者からの情報提供の停止や不測の事態等に対しては、事前の通知なしに、直ちにサービスが停止される可能性があることが示されています。「〇〇情報」には、気象情報や地図情報、農業情報、肥料情報、生育情報、病害虫発生情報、市況情報等が該当します。不測の事態等の対象となる事項の詳細については、ケーススタディで解説します。

この文例では、「免責事項」を定めた条項に規定された事態に該当する場合には、サービスの停止によって契約者が損害を受けた場合にも、提供者から賠償を受けることはできません。一方、次節の「賠償責任」を定めた条項に規定された事態に該当する場合には、その規定に基づき、契約者が損害を受けた場合に、提供者から賠償を受けることができます。

c. ケーススタディ

免責事由として定められる事態の内容や記述レベルは様々で、例えば、次のような事態が規定されています。

- ア) 地震、台風、津波、高潮、洪水、嵐、落雷、噴火等の自然災害
- イ) 感染症や伝染病の発生、流行
- ウ) テロ、内乱、暴動、戦争
- エ) 原子力災害

- 才) 法律の定めに基づく強制処分、その他行政機関または司法機関による命令
- カ) サービス利用に供する設備や接続サービス等の不具合等による障害
- キ) サービス利用手順・接続等の利用者の誤操作による障害
- ク) サービス利用に関連して第三者に与えた損害

最低限定められる事態としては、一般に不測の事態として捉えられる「地震・台風・洪水・噴火等の自然災害」や「感染症の発生」「テロ・内乱・暴動・戦争」等が挙げられます。

また、「法権力による措置・命令」や「サービス利用に供する外部環境の不具合」「利用者の不正操作」「サービス利用に関連して第三者に与えた損害」等の提供者の責が及ばない要因についても免責事項の対象となる事態として挙げられます。

これらの免責事由として挙げられた事態が発生した場合には、サービスの停止によって契約者が損害を受けた場合にも、提供者から賠償を受けることはできません。

③ 保証・賠償責任

a. 規約文例

提供者は、サービスの提供期間中、善良なる管理者の注意をもって、サービスを提供します。ただし、提供者のサービス環境への¹⁾ 不正なアクセスや不正な利用を完全に防止することを保証するものではありません。また、²⁾ サービスのいかなる目的への適合性、情報の正確性、完全性、確実性、有用性等の保証は行いません。

提供者の責に帰すべき事由により、サービスの提供が停止した場合には、当該停止期間が提供者が認知した時刻より起算して24時間を超える場合に限り、当該停止期間の属する月の利用料を限度として、³⁾ 提供者は契約者に対し、賠償責任を負うものとします。

b. 解説

サービスについて、提供者によって保証される範囲が示されています。また、提供者の責に帰する事由によって、サービスが停止した場合に、提供者が契約者に対して行う賠償について示されています。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) 提供者は、サービスの提供期間中に、善良な管理者の注意をもってサービスを運用しますが、サービス環境への不正なアクセスや不正利用の防止については、提供者から契約者に対し、保証されていません。
- 2) 提供者から契約者に対し、サービスの目的への適合性、情報の正確性、完全性、確実性、有用性等については、保証されていません。「サービスの目的への適合性」とは、例えば、経営や収量の改善を目的として謳ったサービスの利用によって、契約者の経営や収量の改善が図られることを言います。また、サービスで取り扱う気象情報や地図情報、農薬情報等の情報について、その正確性や完全性、確実性、有用性等についても保証されていません。したがって、サービスで提供された情報を基に何らかの判断をする場合には、契約者の責任により実施されたものと見なされます。
- 3) 提供者から契約者に対し、賠償責任が支払われる際の条件は、「提供者の責に帰すべき事由」であることに加え、「サービスの提供が停止した場合には、当該停止期間が提供者が認知した時刻より起算して24時間を超える場合」に限られています。また、その責任範囲については、「当該停止期間の属する月の利用料を限度」とされています。提供者の賠償責任について規定されている場合、その責任範囲については、文例のように「月額利用料」とする場合や、「契約者が提供者に支払った金額」とする場合、「法に規定される最低責任限度額」とする場合などがあります。

c. ケーススタディ

次のように、契約者がサービス利用に関連して被った損失及び損害等について、提供者や開発者が賠償その他一切の責任を負わないことが明示されている場合があります。主に利用端末にダウンロードするタイプのソフトウェアで、無償提供されるサービスで見られる規定ですが、サービス利用規約をよく読み、その内容に合意した上で、サービスを利用することが必要です。

サービスを利用してなされた一切の行為及びその結果、並びに損失・損害等について、提供者や開発者は、賠償その他一切の責を負わないものとします。

(4) サービスに係る情報の取扱い

① 権利関係

a. 規約文例

サービスにおいて提供者が提供するコンテンツ等は、特段の定めのない限り、¹⁾ 提供者又は提供者が予め指定する第三者が著作権等の知的財産権を有します。

契約者は、²⁾ 提供者が契約者に提供するサービスの全部又は一部を予め明示した範囲内で利用することができるものとします。

b. 解説

サービスにおいて提供者から契約者に提供されるコンテンツ等の知的財産権と、その取扱いについて示されています。「コンテンツ等」の詳細については、ケーススタディで解説します。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) サービスにおいて提供されるコンテンツ等の知的財産権は、提供者またはサービス開発者等の提供者が予め指定する第三者に帰属します。
- 2) 契約者は、提供者が予め明示した範囲内で、サービスを利用できます。また、契約者が提供者の許諾なく、サービスの複製、販売、出版等することができない旨が明示される場合もあります。さらに、同様の内容について、「禁止事項」の条項として規定される場合もあります。

「著作権等の知的財産権」には、著作権を始め産業財産権である特許権や意匠権、商標権、実用新案権、その他の法令によって規定される権利等が該当します。また、サービスの利用によって契約者が知り得たサービスに係る情報について、「営業秘密」として取り扱うことが規定される場合もあります。

したがって、契約者は基本的に、提供者からの許諾なく、コンテンツ等をサービス利用の目的以外に利用することはできないことを念頭に置く必要があります。

著作権のうち、特に「複製権」や「公衆送信権」「翻案権（二次的著作物の創作権）」は、不注意により抵触する可能性が高く、留意することが必要と考えられます。なお、「複製」は、印刷、複写、録音、録画、電子的な読み取りや保管、その他の方法により有形的に再製することが該当します。ただし、「印刷」や「データのダウンロード」など、サービスの機能として明示されている場合には、複製権の制限は及ぼません。「公衆送信」は、テレビやラジオの放送、有線放送、インターネット等で著作物を公開することが該当します。「翻案」は、著作物の趣旨を変えることなく、具体的な表現を変えたり、要約したりすることが該当します。

例えば、農業経営体や農産物の広報・宣伝に際して、特定の農業 IT サービスを利活用していることを PR するため、利用しているサービスの名称やロゴを農業経営体が開設するホームページに掲載する行為は、商標の使用や公衆送信に当たります。また、特定の農業 IT サービスの紹介記事を寄稿したり、利活用するためのノウハウを出版したりする行為は、翻案に当たります。

契約者の行為について、提供者等の知的財産権に抵触することが懸念される場合には、予め提供者に照会し、許諾を得ることで、トラブルを未然に防ぐことができます。

c. ケーススタディ

情報サービスにおいて提供される「コンテンツ」とは、画像、テキスト、音、インターフェース等の個々の情報やそれらの組合せのことと一般に捉えられています。

農業 IT サービスで用いられるコンテンツは、サービスの目的によって様々で、例えば、次のようなコンテンツが挙げられています。

- ア) サービスのロゴ、マーク
- イ) サービスの提供画面に用いられる画像、イラスト、グラフィックデザイン
- ウ) サービスで提供される数値情報、テキスト、比較指標、図表
- エ) サービスで実行するプログラム（コンパイル、スクリプト、分析手法、アルゴリズム等）

コンテンツの取扱いについては、規約だけでなく、個別規定や追加規定、特約等の諸規定において規定される場合もあります。特に、提供者が提供するサービスにおいて、気象情報や地図情報、農薬情報等の情報やソフトウェアなど、第三者から取得・提供されるコンテンツを利用している場合には、個々のコンテンツの取扱いについて、個別に規定される傾向にあるため、留意することが必要です。

② データの取扱い

a. 規約文例

契約者は、¹⁾ 提供者が予め示すデータの形式や容量の範囲内で、提供者が提供するサービス環境に、サービスの利用に伴い流通するデータを蓄積することができます。
²⁾ サービス環境に蓄積されたデータは契約者に帰属し、データの処置は、契約者が自らの責任において実施するものとします。提供者は、³⁾ サービスの提供を目的として、サービス環境に蓄積されたデータを利用できるものとします。

サービスの⁴⁾ 利用契約終了後、提供者は、サービス環境に蓄積されたデータを一年間保持した後、自らの判断により削除することができるものとします。このデータ保持期間において、提供者は契約者の同意なく、データを利用することはできないものとします。

また、契約者及び提供者は、相手方より提供される又は取得する⁵⁾ 個人情報等について、原則として第三者に開示・漏洩することなく、予め同意した目的の範囲内において使用するものとします。

b. 解説

サービスの利用に伴い、提供者が提供するサービス環境に、契約者が蓄積するデータの取扱いについて示されています。また、サービスの利用・提供に際して、契約者及び提供者が、相手方から提供・取得する個人情報等の取扱いについて示されています。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) 契約者は、提供者が予め示すデータの形式や容量の範囲において、サービスの利用に伴い、入力・選択等により作成するデータや、設備・機器等によって取得するデータを、提供者が提供するサービス環境に蓄積できます。この条項により、契約者には、サービス環境に蓄積できるデータの種類や容量、データフォーマット等について、提供者から指定される範囲に制限されるデメリットがある一方で、提供者が農業情報の標準化に関する各種ガイドライン等に適合したサービスを提供している場合²⁾には、他の農業 IT サービスと蓄積するデータの相互運用性・可搬性が一定程度確保できるメリットがあります。どのような状態が、相互運用性・可搬性が確保されていると考えられるかの観点については、ケーススタディで解説します。

²⁾ 農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化に関する各種ガイドラインは次の URL から参照することができます。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/nougyou.html

- 2) サービス環境に蓄積されたデータは契約者に帰属し、バックアップや変更、消去等の処置については、契約者の責任範囲となります。データの処置に係る内容について、「免責」の条項として規定される場合もあります。
- 3) 提供者は、サービス環境に蓄積された契約者に帰属するデータについて、サービスの提供を目的とする場合に限り、利用することができます。サービスの提供を目的とする場合とは、予め備えられたサービスの機能を、提供するためにデータを加工することや改善のために統計的に用いることなどが該当します。新たなサービスの機能の開発や当該サービスの販売促進のためのデータの活用は、サービスの提供目的以外でのデータの利用に当たり、この条項では、提供者にその権利は保障されていません。提供者等がサービス環境に蓄積されたデータを利用する場合の規定については、次の「③データの再利用」の条項で解説します。
- 4) サービスの利用契約終了後において、契約者がサービス環境に蓄積したデータを提供者は一年間保持します。データの保持期間終了後は、提供者の判断によって、そのデータを削除することができます。ただし、サービス利用契約終了後のデータ保持期間において、提供者は契約者の同意なくデータを利用することはできません。サービス環境に蓄積したデータの利用契約終了後の取扱いの詳細については、ケーススタディで解説します。
- 5) 個人情報等の取扱いについては、原則として第三者に開示・漏洩しないこと、予め同意した目的の範囲内で使用することが、契約者及び提供者の双方に対して求められています。個人情報等には、「個人情報の保護に関する法律」に該当する情報を始め、営業秘密として取り扱いたい技術、ノウハウ、顧客、その他業務上の情報などが該当すると考えられます。具体的に、どのような情報を個人情報等とするか、また、どのような目的で使用することを相手方に認めるかは、協議によって予め合意しておくことが重要となります。また、その内容を「秘密保持契約」や「守秘義務契約」等として利用契約時に締結しておきます。なお、個人情報等を第三者に開示しないことについて、「原則として」と明記されているのは、法令に基づき司法機関及び行政機関等から要求された場合などの特例があるためです。この特例についても、「秘密保持契約」等に規定されることが多い状況にあります。

c. ケーススタディ

サービス環境に蓄積したデータが契約者に帰属し、データの処置が契約者の責任範囲である場合には、サービス仕様について、事前に確認することが重要となります。

例えば、複数の機能やメーカーのセンサーを当該サービスに接続して使用することが可能か、他のサービスと当該サービスを連携させて使用することが可能か、当該サービスから他のサービスへ変更する場合に、データの移行を平易に行うことが可能かといった観点で確認することが考えられます。国が進める農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化に関する各種ガイドライン³に対応して、農業ITサービスを構築しているか否かを提供者に確認すれば、農業情報の相互運用性・可搬性が一定程度確保されるか否かについて、確認することができると考えられます。

また、サービス環境に蓄積したデータの利用契約終了後の取扱いは、様々な状況にあります。

例えば、次のような条項が規定されている場合には、サービス環境に蓄積されたデータは、契約期間終了日の翌日に削除され、保持されません。

提供者は、サービスの契約期間に限り、契約者がサービスの利用に伴い、提供者が提供するサービス環境に蓄積したデータを保持します。

規約文例に示した条項が規定されている場合には、サービス環境に蓄積されたデータは、利用契約終了後も一年間保持されます。「一年間」は、半年、3年間等とされる場合や、「一定期間」と具体的な期間の明記をしていない場合もあります。規約文例に加えて、利用契約終了後であっても、データの保持期間中であれば、データの閲覧や修正、ダウンロード等の保存ができることを明記している場合もあります。また、データの保持期間中に、再度、利用契約を締結することにより、サービスの利用を再開することができる農業ITサービスもあります。

他方、契約者は、利用契約終了後にサービス環境に蓄積したデータを閲覧等、利用することはできず、提供者は、サービス環境に蓄積したデータを保持し、サービスの改善等に利用できることを明記している場合もあります。

連作障害を回避するために輪作や田畠輪換を実施する場合など、作物に合わせて利用する農業ITサービスを変更する可能性や、契約者におけるデータのバックアップ方法等を勘案し、サービス環境に蓄積するデータの利用契約終了後の取扱いについて確認しておくことが必要と考えられます。

³農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化に関する各種ガイドラインは次のURLから参照することができます。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/nougyou.html

③ データの再利用

a. 規約文例

¹⁾ 提供者又は提供者が予め指定する第三者は、次の各号のいずれかの目的のために、契約者がサービスの利用に伴い、サービス環境へ蓄積するデータの全部又は一部について、²⁾ 匿名化等の必要な措置を講じた上で利用できるものとします。次の各号の¹⁾ いずれの目的にも該当しない場合には、予め契約者に目的を示し、同意を得るものとします。

提供者が予め指定する¹⁾ 第三者以外の者が、サービス環境に蓄積されたデータを利用する場合には、提供者が、予めその第三者の属性及び目的を契約者に示し、同意を得るものとします。

【提供者または提供者が予め指定する第三者のデータ利用目的※】

- (1) 農業 IT サービスに係る新たなロジックの開発・研究
- (2) 新しい品種・農薬・肥料・農業機械の開発・研究
- (3) 当該サービスの販売促進

※データ利用目的はサービスにより異なります。

b. 解説

契約者が、サービスの利用に伴い、提供者の提供するサービス環境へ蓄積するデータについて、提供者等がサービスの提供以外の目的でデータを使用(再利用)する場合の方法が示されています。データの再利用の目的の詳細については、ケーススタディで解説します。

この文例では、次のことが規定されています。

- 1) 提供者又は提供者が予め指定する第三者がデータ再利用の主体である場合で、かつ、各号に挙げた目的のいずれかに該当する場合には、データの再利用について、契約者からの同意は必要とされておらず、提供者又は提供者が予め指定する第三者は、自らの判断によりデータを利用することができます。一方、各号に挙げた目的に該当しない場合や、提供者が予め指定する第三者以外の者がデータを再利用する場合には、予め目的や再利用の主体を契約者に示し、同意を得ることが必要となります。契約者にとって、例えば、データの再利用が行われるたびに、主体や目的を確認し、その可否を判断できることはサービスの利用に対して安心感を得られる一方、その頻度や量が増えると、少なからず負担が掛かるものとなります。契約者は、蓄積するデータの性質に応じたデータの再利用に係る同意方法が規定されているか、留意して確認することが必要と考えられます。なお、個人情報保護の観点から経済産

業分野においては、データの利用目的や主体をできる限り具体的に特定されることが求められています。

- 2) データを再利用する場合には、契約者が蓄積したデータについて、提供者または提供者が予め指定する第三者が、匿名化等の必要な措置を講じます。データの匿名化とは、データが特定の契約者のものであることを識別し難くすることです。匿名化のレベルは様々あり、具体的な契約者名等を意味を持たない符号に置き換えたり、削除したりするだけの比較的単純なものから、情報の組合せによっても、契約者を特定することができないようにする比較的複雑なものまであります。データの匿名性を高めれば、情報の秘匿性が高められるメリットがある一方で、データの意味は希薄化されることから、分析の深度は浅くなり、データの再利用によって得られる知見等は小さくなるデメリットがあります。

c. ケーススタディ

データの再利用の目的には、例えば、次のようなものが考えられます。

- ア) 当該サービスの販売促進を目的とした資料作成のため
- イ) 新たな農業 IT サービスを開発するため
- ウ) 農薬や肥料、エネルギーの利用効果を高めるため
- エ) 日本の営農技術の伝承、農業担い手の育成のため
- オ) 日本の農業及び関連産業の発展のため

ア) の目的は、提供者や開発者が直接的な利益を得ることとなります。契約者には、販売促進による当該サービスの利用者増大により、利用料が低廉化されたり、サービスで取扱うデータ量が増えることで、分析の精度が向上し、サービスの改善が図られたりするなど、間接的に利益が還元されるものと考えられます。

イ) やウ) の目的は、農業 IT サービスの開発者や提供者、農薬や肥料、設備・機器等の製造業者や販売業者が直接的な利益を得ることとなります。その利用・使用により、農業生産者にも利益が還元されるものと考えられます。

エ) やオ) の目的は、既存サービスで取得したデータの解析等による農業者のノウハウの抽出等、日本の農業の維持・発展や関連産業が発展し、社会に貢献することにより、ひいては、契約者を始めとする全ての人に、その利益が還元されるものと考えられます。

契約者は、データの再利用の目的と、その目的を達成するために提供者等がどのようにデータを利用するかについて確認しておくことが必要と考えられます。

(5) 準拠法・合意管轄

① 合意管轄

a. 規約文例

契約者と提供者の間で、訴訟の必要が生じた場合には、提供者の本社所在地を管轄する〇〇地方裁判所を合意による専属管轄裁判所とします。

b. 解説

規約や契約、サービスの内容について、疑義が生じた場合には、当事者間が誠意をもって協議することにより解決することが基本となります。しかし、協議による解決が難しい場合に訴訟が必要なこともあります。

訴訟が必要な場合に、どこで裁判を行うかを予め当事者間において書面で合意しておくことを「合意による専属管轄」と言い、その他の裁判所の管轄を排除するものとなります。

この文例では、「提供者の本社所在地を管轄する〇〇地方裁判所」が合意管轄として規定されています。この規定により、契約者の所在地がどこであっても、提供者の本社所在地において裁判を起こす必要があります。

また、管轄の合意の対象は第一審の裁判所に限定されています。したがって、簡易裁判所や地方裁判所を合意の対象とすることはできますが、高等裁判所や最高裁判所を合意の対象とすることはできません。仮に、高等裁判所や最高裁判所を合意管轄裁判所とした条項としている場合には、その条項は無効となります。

② 準拠法

a. 規約文例

本規約は日本法を準拠法とし、同法によって解釈されるものとします。

b. 解説

準拠法では、国際私法（日本国内では「法の適用に関する通則法」）において規約内容の実態判断に適用される法律を定めています。

この文例では、「日本法を準拠法」としています。

この条項が規定されていない場合には、裁判地の国際私法によって準拠法が決まるため、裁判によってどのような判断がなされるかを当事者間で予見することが困難になるとされます。

(6) 附則

a. 規約文例

附則〇（2016年2月1日制定）

本規約は、2016年3月1日から適用されます。

b. 解説

「附則」は、規約条項に附隨する事項を定めるもので、一般に規約の最後に記載されています。規約の制定日や改定日、適用日などは、「附則」と項目立てることなく、記載されることもあります。

この文例では、規約内容を変更する場合が想定されており、変更内容を制定した日と、変更した規約の効力がいつから適用されるかが示されています。

最新の規約については、提供者のホームページで公開されることが多い状況にあります。制定日や適用日が明示されていれば、契約者が契約時に書面で入手した規約について、最新のものであるかを確認する際に役立ちます。

また、紛争が発生した場合には、紛争の原因となる事象が発生した時点における規約の記載内容が問題となることが想定されます。この立証責任は提供者側にある可能性が高く、提供者には、利用規約をいつ、どのように変更したかについて、履歴を残しておくことが望まれると考えられます。契約者は、提供者を選定する際に、提供者がこうした取組を実施しているかについて確認しておくと、提供者のサービス提供に係る姿勢を確認することができます。

農業 IT サービス標準利用規約ガイド（案）

2015年11月2日版

（更新すべき情報の提供先・問合せ先）

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

TEL：03-6910-0256

FAX：03-3581-3966

e-mail：g.it-agriguideline_atmark_cas.go.jp

（注：迷惑メール防止対策のため、「@」を「_atmark_」と置き換えて表記しています。
メール送信時は「@」に戻して送信してくださいます。）